

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（自動車の乗車又は積載の制限）

第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるとところによる。

一・二 （略）

三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。

イ 長さ 自動車の長さにその長さの十分の二の長さを加えたもの

（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さに〇・三メートルを加えたもの）

ロ 幅 自動車の幅にその幅の十分の二の幅を加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅に〇・三メートルを加えたもの）

ハ （略）

四 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。

イ （略）

ロ 自動車の車体の左右から自動車の幅の十分の一の幅（大型自動

（自動車の乗車又は積載の制限）

第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるとところによる。

一・二 （略）

三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。

イ 長さ 自動車の長さにその長さの十分の一の長さを加えたもの

（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さに〇・三メートルを加えたもの）

ロ 幅 自動車の幅（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅に〇・三メートルを加えたもの）

ハ （略）

四 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。

イ （略）

ロ 自動車の車体の左右からはみ出さないこと（大型自動二輪車及

二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右置の左右から〇・一五メートルを超えてはみ出さないこと。

び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右から〇・一五メートルを超えてはみ出さないこと。)。

(同乗の禁止の対象とならない自動車)

第二十六条の二 法第六十四条第三項及び第六十五条第四項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のもの

二 (略)

(大型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない大型自動車、中型自動車又は準中型自動車)

第三十二条の二 法第八十五条第五項の政令で定める大型自動車は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める大型自動車とする。

一 第三十二条の七第一号に掲げる者に該当して大型自動車免許を受けた者で二十一歳に満たないもの又は第三十四条第一項に規定する者に該当して大型自動車免許を受けた者 自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の大型自動車

二 前号に掲げる者以外の者 第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（緊急用務のための大型自動車の運転に關し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するも

(同乗の禁止の対象とならない自動車)

第二十六条の二 法第六十四条第三項及び第六十五条第四項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のもの

二 (略)

(大型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない大型自動車、中型自動車又は準中型自動車)

第三十二条の二 法第八十五条第五項の政令で定める大型自動車は、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の大型自動車とする。

(新設)

(新設)

のを除く。) に該当する大型自動車

法第八十五条第五項の政令で定める中型自動車は、次の各号に掲げる

者の区分に応じ、当該各号に定める中型自動車とする。

一 前項第一号に掲げる者であつて二十歳に満たないもの 自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車

二 前号に掲げる者以外の者 第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。次項において同じ。)に該当する

自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車

該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための中型自動車の運転に關し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する中型自動車

法第八十五条第五項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための準中型自動車の運転に關し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する準中型自動車とする。

(中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない中型自動車又は準中型自動車)

第三十二条の三 法第八十五条第六項の政令で定める中型自動車は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める中型自動車とする。

法第八十五条第五項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項

に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車)とする。

(新設)

3 法第八十五条第五項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するものに該当する準中型自動車とする。

(中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない中型自動車又は準中型自動車)

第三十二条の三 法第八十五条第六項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車)とする。

より公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する中型自動車(二十歳に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車)とする。

一 第三十二条の八第一号に掲げる者又は第三十四条第三項に規定する者に該当して中型自動車免許を受けた者で二十歳に満たないもの

前条第二項第一号に定める中型自動車

二 前号に掲げる者以外の者 前条第二項第二号に定める中型自動車

2 法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、前条第三項に規定する準中型自動車とする。

(新設)

2 法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務の

ための準中型自動車の運転に關し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する準中型自動車とする。

(準中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない準中型自動車又は普通自動車)

第三十二条の三の二 法第八十五条第七項第一号の政令で定める準中型自動車は、第三十二条の二第三項に規定する準中型自動車とする。

2 (略)

(十九歳から大型免許等を受けることができる者)

(十九歳で大型自動車免許等を受けることができる者)

第三十二条の七 法第八十八条第一項第一号の十九歳から大型自動車免許を受けることができる政令で定める者及び同条第二項の十九歳から大型自動車仮運転免許を受けることができる政令で定める者は、次に

第三十二条の七 法第八十八条第一項第一号及び第二項の政令で定める者は、自衛官とする。

掲げる者とする。

一 自衛官

二 大型自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者（第三十四条第十一項各号に掲げる者を除く。）

（十九歳から中型免許等を受けることができる者）

第三十二条の八 法第八十八条第一項第一号の十九歳から中型自動車免許を受けることができる政令で定める者及び同条第二項の十九歳から中型自動車仮運転免許を受けることができる政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 自衛官

二 中型自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者（第三十四条第十一項各号に掲げる者を除く。）

第三十三条の二 （略）

2・3 （略）

4 第一項第一号、第二号イからハまで及び第三号から第六号まで、第二項第一号から第四号まで並びに前項第四号及び第五号の十年、九年、八年、七年、六年、五年、四年、三年、二年、一年及び六月の期間（同項第四号の六月の期間を除く。）は、次の各号に掲げる者について

（新設）

（新設）

第三十三条の二 （略）

2・3 （略）

4 第一項第一号、第二号イからハまで及び第三号から第六号まで、第二項第一号から第四号まで並びに前項第四号及び第五号の十年、九年、八年、七年、六年、五年、四年、三年、二年、一年及び六月の期間（同項第四号の六月の期間を除く。）は、次の各号に掲げる者について

ては、それぞれ当該各号に定める日から起算するものとする。

- 一 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後当該免許が失効したためこれらの行為をしたことを理由とする法第百三条第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの 当該免許が失効した日

- 二 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後法第百三条第一項第一号から第四号までに該当することを理由として同項若しくは同条第四項の規定により、又は法第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、法第百四条の二の三第三項若しくは同条第五項において準用する法第百三条第四項、法第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは法第百四条の四第二項の規定により当該免許を取り消されたためこれらの行為をしたことを理由とする法第百三条第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの 当該免許が取り消された日

三 (略)

第三十三条の二の二 法第九十条第一項第七号に該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第九十条第一項第七号に該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留された者が当該保留の期間内に重ねて同号に該当した場合において、その者が法第百二条第一項から第四項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規

ては、それぞれ当該各号に定める日から起算するものとする。

- 一 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後当該免許が失効したためこれらの行為をしたことを理由とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの 当該免許が失効した日

- 二 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後法第百三条第一項第一号から第四号までに該当することを理由として同項若しくは同条第四項の規定により、又は法第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、法第百四条の二の三第三項若しくは同条第五項において準用する法第百三条第四項、法第百四条の四第二項の規定により当該免許を取り消されたためこれらの行為をしたことを理由とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの 当該免許が取り消された日

三 (略)

第三十三条の二の二 法第九十条第一項第七号に該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第九十条第一項第七号に該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留された者が当該保留の期間内に重ねて同号に該当した場合において、その者が法第百二条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規

定に違反して同条第六項の通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないとついてやむを得ない理由があるときを除き、免許を与えないものとする。

二 (略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十三条の五の二 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受け必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一次のいずれかに該当する者

イ 次の(1)から(3)までに掲げる受けようとする免許の種類に応じ、当該(1)から(3)までに定める免許を現に受けている者

(1) (3) (略)

ロ・ハ (略)

二 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）又は同項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次の(1)又は(2)に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、当該(1)又は(2)に定める免許を受けていたもの

(1) (2) (略)

ホ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次の(1)又は(2)に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、当該(1)又は(2)に定め

定に違反して同条第六項の通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないとついてやむを得ない理由があるときを除き、免許を与えないものとする。

二 (略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十三条の六 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一次のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を現に受けている者

(1) (3) (略)

ロ・ハ (略)

二 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）又は同項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

(1) (2) (略)

ホ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相

る自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政府等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政府等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

(1)・(2) (略)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習を終了したもの

イ 次の(1)又は(2)に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、当該(1)又は(2)に定める免許を現に受けている者

(1)・(2) (略)

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、次の(1)又は(2)に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、当該(1)又は(2)に定める免許を受けていたもの

(1)・(2) (略)

ハ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次の(1)又は(2)に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、当該(1)又は(2)に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政府等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政府等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上ものの

(1)・(2) (略)

ニ・ホ (略)

2
•
3
(略)

当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政府等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政府等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

(1)・(2) (略)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習を終了したもの

イ 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を現に受けている者

(1)・(2) (略)

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

(1)・(2) (略)

ハ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政府等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政府等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

(1)・(2) (略)

ニ・ホ (略)

2
•
3
(略)

4 法第九十条の二第一項第四号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 次の(1)又は(2)に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、当該

(1)又は(2)に定める免許を現に受けている者

(1)・(2) (略)

二 (略)

(申請による免許の条件の付与等の基準)

第三十三条の六 法第九十一条の二第二項の規定による免許の条件の付

与及び変更は、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

一 次の表の上欄に掲げる種類の免許を受けており、かつ、当該免許について当該申請に係る条件を付されていない場合において、当該免許の種類ごとに同表の下欄に定める種類の免許についてのみ条件の付与の申請をしたとき。

受けていいる免許の種類	条件の付与の申請に係る免許の種類
大型自動車免許	中型自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
中型自動車免許	準中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許

4 法第九十条の二第一項第四号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定

める免許を現に受けている者

(1)・(2) (略)

二 (略)

(新設)

普通自動車免許	大型特殊自動車免許	大型自動車二輪車免許	普通自動車二輪車免許	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	原動機付自転車免許	原動機付自転車免許
牽引第二種免許	大型特殊自動車第二種	大型自動車第二種免許	普通自動車第二種免許	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、原動機付自転車免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許	普通自動車免許、中型特殊自動車免許、普通自動車免許、原動機付自転車免許、中型自動車免許、原動機付自転車免許	普通自動車免許、中型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
牽引免許	大型特殊自動車第二種	普通自動車第二種免許	普通自動車第二種免許	中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、原動機付自転車免許、中型自動車免許、原動機付自転車免許	普通自動車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許又は普通自動車第二種免許	普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許

一前号に掲げる場合のほか、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更することによつても、当該申請に係る免許以外の免許を受けていることその他の事情

により、運転することができる自動車等の種類その他自動車等を運転することについての条件が実質的に変更されることとなるとき。

三 法第九十一条の二第三項の規定による審査の結果、当該申請に係る免許に付されている条件を変更することが、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図る上で適当でないと認められるとき。

(免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由)

第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一（六）（略）

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間（第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。）にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日

(免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由)

第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一（六）（略）

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間（第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。）にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日

までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一 法第一百一条第六項の規定により免許証の更新（免許証の有効期間の更新をいう。以下同じ。）を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の四十日前の日

二 法第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者 同条第三項の規定による適性検査を受けた日（当該日が特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日）

三 （略）

四 法第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第一百一条の五の規定による報告について法第一百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

五 法第九十二条第二項の規定により免許証の交付を受けた者 当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該日が当該免許証と引き換えた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日

までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一 法第一百一条第六項の規定により免許証の更新（免許証の有効期間の更新をいう。以下同じ。）を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下この条において「特定誕生日」という。）の四十日前の日

二 法第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者 同条第三項の規定による適性検査を受けた日（特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日）

三 （略）

四 法第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第一百一条の五の規定による報告について法第一百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

五 法第九十二条第二項の規定により免許証の交付を受けた者 当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該免許証と引き換えた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以

前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

2 (略)

(受験資格の特例)

第三十四条 (略)

法第九十六条第二項の政令で定める教習は、大型自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

3 法第九十六条第三項の政令で定める者は、第一項に規定する者及び同項に規定する施設において中型自動車の運転に関する教習を修了した自衛官とする。

4 法第九十六条第三項の政令で定める教習は、中型自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

5 法第九十六条第五項第一号の十九歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の試験を受けるための政令で定める教習は、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

6 法第九十六条第五項第一号の政令で定める経験は、次に掲げる経験とする。

一 旅客自動車の運転者以外の乗務員として旅客自動車に二年以上乗

後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

2 (略)

(受験資格の特例)

第三十四条 (略)

(新設)

2 法第九十六条第三項の政令で定める者は、前項に規定する者及び同項に規定する施設において中型自動車の運転に関する教習を修了した自衛官とする。

(新設)

(新設)

3 法第九十六条第五項第一号の政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

一 法第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という

務した経験

(削る)

二 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、自衛官として自衛隊用自動車（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車に限る。）を二年以上運転した経験

7 法第九十六条第五項第一号の大型自動車免許、中型自動車免許、準

中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許のいずれかを受けていた期間が通算して一年以上で牽引第二種免許以外の第二種運転免許の試験を受けるための政令で定める教習は、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

8 法第九十六条第五項第二号の十九歳から牽引第二種免許の試験を受けるための政令で定める教習は、法第七十五条の八の二第一項に規定する牽引自動車（以下「牽引自動車」という。）によつて法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して行う当該牽引自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家

。）の運転者以外の乗務員として旅客自動車に乗務した経験の期間が二年以上の者

二 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、旅客自動車の運転に関する教習を行う施設で公安委員会が指定したものにおける教習を修了した者

三 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、自衛官として自衛隊用自動車（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車に限る。）を運転した経験の期間が二年以上の者

(新設)

(新設)

公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

9 法第九十六条第五項第二号の政令で定める経験は、次に掲げる経験とする。

一 牽引自動車によつて旅客用車両を牽引する場合における牽引自動車の運転者以外の乗務員として牽引自動車又は旅客用車両に二年以上乗務した経験

(削る)

二 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、自衛官として当該免許によつて運転することができる自衛隊用自動車で牽引自動車であるものによつて重被牽引車を牽引して牽引自動車を二年以上運転した経験

(削る)

4 法第九十六条第五項第二号の政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

一 法第七十五条の八の二第一項の牽引自動車（以下この項において「牽引自動車」という。）によつて、法第八十五条第十一項の旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を牽引する場合における牽引自動車の運転者以外の乗務員として牽引自動車又は旅客用車両に乗務した経験の期間が二年以上の者

二 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設で公安委員会が指定したものにおける教習を修了した者

三 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、自衛官として当該免許によつて運転することができる自衛隊用自動車で牽引自動車であるものによつて重被牽引車を牽引して牽引自動車を運転した経験の期間が二年以上の者

法第九十六条第六項の政令で定める者は、準中型自動車免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者（大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車免許を現に受けている者を除く。）のうち、法第一百四条の二の二第六項において準用する法第一百四条第一項の通知を受けた者で法第一百四条の二の二第二項又は第四項の規定による当該準中型自動車免

許又は普通自動車免許の取消しを受けていないものとする。

法第九十六条第五項第二号の大型自動車免許、中型自動車免許、準

中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許のいずれかを受けていた期間が通算して一年以上で牽引第二種免許の試験を受けたための政令で定める教習は、牽引自動車によつて旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して行う当該牽引自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。」

11 法第九十六条第五項第一号及び第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第一百二条の三に規定する基準該当若年運転者（以下「基準該当若年運転者」という。）に該当したことがある者で、法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を終了していないもの（次号及び第三号に掲げる者を除く。）

二 法第一百二条の三に規定する特例取得免許（以下「特例取得免許」という。）の取消し（法第一百三条第一項第一号から第二号までのい

ずれかに係るもの）を除く。）を受けた者

三 法第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けたため、特例取得免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るもの）を受けなかつた者

一 準中型自動車免許を現に受けている者のうち、法第一百四条の二の法第九十六条第六項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

（新設）

（新設）

二第六項において準用する法第百四条第一項の通知を受けた者で法
第一百四条の二の二第二項又は第四項の規定による当該準中型自動車
免許の取消しを受けていないもの

二 普通自動車免許を現に受けている者のうち、法第百四条の二の二
第六項において準用する法第百四条第一項の通知を受けた者で法第
百四条の二の二第二項又は第四項の規定による当該普通自動車免許
の取消しを受けていないもの

三 特例取得免許を現に受けている者のうち、法第百四条の二の四第
六項において準用する法第百四条第一項の通知を受けた者で法第
四条の二の四第一項、第二項又は第四項の規定による当該特例取得
免許の取消しを受けていないもの

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げる者
とする。

一 (略)

二 法第百五条第一項の規定により免許が効力を失つた後に一般違反
行為（当該一般違反行為に係る累積点数（第三十三条の二第三項に
規定する累積点数をいう。以下同じ。）が別表第三の一の表の第一
欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点
数に該当するものに限り、免許取消歴等保有者が第三十三条の二第
一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号にお
いて同じ。）又は別表第四第二号若しくは第三号に掲げる行為（免

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げると
おりとする。

一 (略)

(新設)

許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものと除く。第六項第二号において同じ。)をした者

三 法第一百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第四項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後同条第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの

四・五 (略)

六 基準該当若年運転者で、若年運転者講習の通知（法第一百八条の三）の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に免許証の更新を受けず、又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間（若年運転者講習を受けないことについて第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、若年運転者講習を受けなかつたもの

三・四 (略)
(新設)

二 法第一百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第四項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に法第一百一条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第一百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの

七 法第一百二条の三の規定に違反して若年運転者講習を受けなかつた者で、前号に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、法第一百四条の二の四第一項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第一項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

(新設)

八 若年運転者講習を終了した後免許証の更新を受けなかつたため、

(新設)

法第百四条の二の四第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

九 (略)

3 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十三条の六の二第三号から第六号までに掲げる理由とする。

4 法第九十七条の二第一項第三号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年間において基準違反行為（同項第三号イに規定する運転技能検査等（以下「運転技能検査等」という。）の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にしたものと除く。）をしたことがあることとする。

一 特定失効者 法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の百六十日前の日

二 特定取消処分者 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた日（当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の百六十日前の日）

5 前項に規定する基準違反行為とは、法第九十七条の二第一項第三号イに規定する普通自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為をいう。

一 法第七条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為

3 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十三条の六の二第三号から第六号までに掲げるものとする。

(新設)

五 (略)

3 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十三条の六の二第三号から第六号までに掲げるものとする。

(新設)

二 法第十七条（通行区分）第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為

三 法第二十条（車両通行帯）の規定に違反する行為

四 法第二十条の二（路線バス等優先通行帯）第一項の規定に違反する行為

五 法第二十二条（最高速度）第一項の規定に違反する行為

六 法第二十五条の二（横断等の禁止）の規定に違反する行為

七 法第三十三条（踏切の通過）第一項又は第二項の規定に違反する行為

八 法第三十四条（左折又は右折）第一項、第二項又は第四項の規定に違反する行為

九 法第三十五条の二（環状交差点における左折等）の規定に違反する行為

十 法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十一 法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十二 法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十三 法第三十八条（横断歩道等における歩行者等の優先）の規定に違反する行為

十四 法第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）の規定に違反する行為

十五 法第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

十六 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に該当するものに限る。）

6 法第九十七条の二第一項第五号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 （略）

二 法第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。以下この項において同じ。）を受けた後に一般違反行為又は別表第四第二号若しくは第三号に掲げる行為をした者

三 基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前に法第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受け、又は再試験の通知を受けた後法第一百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に法第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けたため、再試験を受けなかつたもの

四・五 （略）

六 基準該当若年運転者で、若年運転者講習の通知を受ける前に法第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受け、又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間（若年運転者講習を受けないことについて第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月となる日までの間に法第一百

4 法第九十七条の二第一項第五号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 （略）
（新設）

二 基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前に法第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、又は再試験の通知を受けた後法第一百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に法第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けたため、再試験を受けなかつたもの

三・四 （略）
（新設）

三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けたため、
、若年運転者講習を受けなかつたもの

七 法第二百二条の三の規定に違反して若年運転者講習を受けなかつた
者で、前号に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に法第二

三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため、法

第二百四条の二の四第一項又は第四項の規定による特例取得免許の取
消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、
同条第一項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

八 若年運転者講習を終了した後法第二百二条第一項又は第四項の規定
による免許の取消しを受けたため、法第二百四条の二の四第二項又は

第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定によ
る特例取得免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る
。）を受けなかつたもの

第三十四条の四 法第九十七条の二第二項の規定による確認は、免許を
受けようとする者に対し法令で定める道路の交通の方法その他の自動
車等の運転について必要な知識若しくはその者の自動車等の運転に関
する経験に関する質問をすること又はその者に自動車等の運転に関す
る実技をさせることにより行う。

2 (略)

第三十四条の五 法第九十七条の二第四項の政令で定める基準は、次に
掲げるとおりとする。

一 第一種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するも

（新設）

（新設）

第三十四条の四 法第九十七条の二第二項の規定による確認は、免許を
受けようとする者に対し法令で定める道路の交通の方法その他の自動
車等の運転について必要な知識若しくはその者の自動車等の運転に関
する経験に関する質問をすること又はその者に自動車等の運転に関す
る実技をさせることにより行う。

2 (略)

第三十四条の五 法第九十七条の二第三項の政令で定める基準は、次に
掲げるとおりとする。

一 第一種運転免許を受けようとする者で次のいづれかに該当するも

るものに對しては、當該イからハまでに定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）又は特定取消処分者（同条第一項第五号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車等を運転することができる他の種類の免許を受けていたもの 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ (略)

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するものに對しては、當該イからハまでに定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、受けようとする免許により運転することができる自動車を運転することができる他の種類の第二種運転免許を受けていたもの 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ (略)

三 仮運転免許を受けようとする者で次のイからニまでに該当するも

のに對しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車を運転することができる他の種類の第二種運転免許を受けていたもの 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ (略)

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のいづれかに該当するものに對しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車を運転することができる他の種類の第二種運転免許を受けていたもの 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ (略)

三 仮運転免許を受けようとする者で次のいづれかに該当するものに

のに対しては、当該イからニまでに定める試験を免除する。

イヽ二 (略)

四ヽ六 (略)

(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)
第三十七条の六 法第一百一条の三第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第一百一条第一項に規定する更新期間（次条において「更新期間」という。）が満了する日（法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条において同じ。）前六月以内に法第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第一百八条の二第二項の規定による講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又はホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を終了した者

三 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第一百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等教育の課程（同項第三号イ又はロに掲げる基準に適合するものに限る。）を終了した者

第三十七条の六の二 法第一百一条の四第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イヽ二 (略)

四ヽ六 (略)

(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)
第三十七条の六 法第一百一条の三第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 法第一百一条第一項の更新期間が満了する日（法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条において同じ。）前六月以内に法第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第一百八条の二第二項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものを終了した者

三 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第一百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等教育の課程（法第一百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第一百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を終了した者

第三十七条の六の二 法第一百一条の四第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 更新期間が満了する日前六月以内に法第百八条の二第二項の規定による講習（法第九十七条の二第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を終了した者

二 更新期間が満了する日前六月以内に法第一百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等教育の課程（同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。）を終了した者

（運転技能検査等の基準）

第三十七条の六の三 法第一百一条の四第三項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年間において第三十四条の三第五項に規定する基準違反行為（運転技能検査等の結果が法第一百一条の四第四項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にしたもの を除く。）をしたことがあることとする。

- 一 免許証の更新を受けようとする者（次号に掲げる者を除く。）
特定誕生日の百六十日前の日
- 二 法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者 当該更新の申請をする日（当該日が特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、特定誕生日の百六十日前の日）

（認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為）

一 法第一百一条第一項の更新期間が満了する日前六月以内に法第一百八条の二第二項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものを終了した者

二 法第一百一条第一項の更新期間が満了する日前六月以内に法第一百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（法第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第一百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を終了した者

（新設）

（認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為）

第三十七条の六の四 (略)

(臨時認知機能検査の受検期間等の特例)

第三十七条の六の五 法第一百一条の七第三項及び第六項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一・六 (略)

(臨時適性検査)

第三十七条の七 法第一百二条第五項に規定する適性検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

一・二 (略)

三 免許を受けた者の身体の状態に照らして、その者が自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠いているおそれがあると認められるとき（その者が法第一百三条第一項第二号に該当することとなつたと疑う理由があるときを除く。）。

(軽微違反行為等)

第三十七条の八 (略)

2 法第一百二条の二の政令で定める基準は、次のいずれにも該当することとなることとする。

一 軽微違反行為に該当する当該一般違反行為に係る累積点数が六点であること。

二・四 (略)

第三十七条の六の三 (略)

(臨時認知機能検査の受検期間等の特例)

第三十七条の六の四 法第一百一条の七第三項及び第六項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一・六 (略)

(臨時適性検査)

第三十七条の七 法第一百二条第五項に規定する適性検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

一・二 (略)

(軽微違反行為等)

第三十七条の八 (略)

2 法第一百二条の二の政令で定める基準は、次のいずれにも該当することとなることとする。

一 軽微違反行為に該当する当該一般違反行為に係る累積点数（第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）が六点であること。

二・四 (略)

3 法第百二条の二の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十七条の六の五各号に掲げる理由とする。

3 法第百二条の二の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十七条の六の四各号に掲げるものとする。

(特例取得免許から除かれる免許)

第三十七条の九 法第百二条の三の政令で定めるものは、第三十二条の七第一号に掲げる者に該当して受けた大型自動車免許又は第三十二条の八第一号に掲げる者に該当して受けた中型自動車免許とする。

(若年運転者講習の受講の基準)

第三十七条の十 法第百二条の三の政令で定める基準は、同条に規定する若年運転者期間（以下「若年運転者期間」という。）にした自動車等の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく处分に違反する行為（以下この条において「若年違反行為」という。）が一般違反行為である場合（第三十八条第五項第一号イに該当する場合を除く。）において、次のいずれかに該当することとなることとする。

一 当該若年違反行為及び当該若年違反行為をする前においてした若年違反行為（特例取得免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年となつたことがあり、かつ、当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に違反行為をしたことがない場合にあつては、当該期間前の若年違反行為を除く。以下この条において「先行若年違反行為」という。）のそれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計（以下この条において「若年違反合計点数」という。）が三点以上（当

(新設)

該若年違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点であることによつて三点となる場合を除く。) であつて、当該若年違反行為の直近の先行若年違反行為に係る若年違反合計点数が二点以下であり、又は先行若年違反行為をしたことがないこと。
二 若年違反合計点数が四点以上であつて、先行若年違反行為の回数が二回であり、かつ、当該先行若年違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が二点であること。

(若年運転者講習の受講期間の特例)

第三十七条の十一 法第一百二条の三の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。
一 海外旅行をしていること。
二 災害を受けていること。
三 病氣にかかり、又は負傷していること。
四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。
五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
六 免許の効力が停止されていること。
七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

(新設)

(意見の聴取の手続)

第三十九条 法第一百四条第一項 (法第一百四条の二の二第六項、第一百四条の二の四第六項及び第一百七条の五第四項において準用する場合を含む

(意見の聴取の手続)

第三十九条 法第一百四条第一項 (法第一百四条の二の二第六項及び第一百七条の五第四項において準用する場合を含む。次項及び第四十四条第二

。次項及び第四十四条第二項において同じ。)の規定による意見の聴取を行う場合における処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所の通知は、文書によつて行うものとする。

2 (略)

(臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等)

第三十九条の二 (略)

2 法第百四条の二の三第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 次のいづれかに該当する場合(前号に該当する場合を除く。)には、免許の効力を停止するものとする。

イ 法第一百一条の七第二項の規定による通知を受け、同条第三項の規定に違反して当該通知に係る法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査等を受けないと認める場合

ロ (略)

ハ 法第百二条第一項から第四項までの規定による命令を受け、当該命令に違反したと認める場合又は同条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合

(若年運転者講習終了者に係る免許の取消しの基準)

第三十九条の二の二 法第百四条の二の四第二項の政令で定める基準は、若年運転者講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなる

項において同じ。)の規定による意見の聴取を行う場合における処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所の通知は、文書によつて行うものとする。

2 (略)

(臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等)

第三十九条の二 (略)

2 法第百四条の二の三第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 次のいづれかに該当する場合(前号に該当する場合を除く。)には、免許の効力を停止するものとする。

イ 法第一百一条の七第二項の規定による通知を受け、同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認める場合

ロ (略)

ハ 法第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、当該命令に違反したと認める場合又は同条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合

(新設)

までの間にした自動車等の運転に關し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為（以下この条において「講習後若年違反行為」という。）が一般違反行為である場合（第三十一条第五項第一号イに該当する場合を除く。）において、次のいずれかに該当することとなることとする。

一 当該講習後若年違反行為及び当該講習後若年違反行為をする前においてした講習後若年違反行為（特例取得免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年となつたことがあり、かつ、当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に違反行為をしたことがない場合にあつては、当該期間前の講習後若年違反行為を除く。以下この条において「先行講習後若年違反行為」という。）のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計（以下この条において「講習後若年違反合計点数」という。）が三点以上（当該講習後若年違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が二点であることによつて三点となる場合を除く。）であつて、当該講習後若年違反行為の直近の先行講習後若年違反行為に係る講習後若年違反合計点数が二点以下であり、又は先行講習後若年違反行為をしたことがないこと。

二 講習後若年違反合計点数が四点以上であつて、先行講習後若年違反行為の回数が二回であり、かつ、当該先行講習後若年違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点であること。

(申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)

第三十九条の二の二 (略)

(申請による取消しの基準)

第三十九条の二の四 法第百四条の四第二項の規定による免許の取消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

一～三 (略)

四 当該申請に係る免許について基準該当初心運転者(法第百条の二第一項各号)のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ。)に該当していること。

五 当該申請に係る免許(基準該当若年運転者に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、特例取得免許である中型自動車免許を除く。)について、基準該当若年運転者(若年運転者講習を終了した者を除く。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ。)に該当していること又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当していること。

(運転経歴証明書の交付)

第三十九条の二の五 (略)

(申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)

第三十九条の二の二 (略)

(申請による取消しの基準)

第三十九条の二の三 法第百四条の四第二項の規定による免許の取消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

一～三 (略)

四 当該申請に係る免許について法第百条の二第一項の基準該当初心運転者(同項各号)のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。)に該当していること。

(新設)

(運転経歴証明書の交付)

第三十九条の二の四 (略)

第三十九条の二の六 法第百五条第二項において読み替えて準用する法

第三十九条の二の五 法第百五条第二項において読み替えて準用する法

第一百四条の四第五項の政令で定める者は、法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証の有効期間が満了する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

三 法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許の全てについて
基準該当初心運転者に該当している者、基準該当若年運転者に該当している者（特例取得免許である中型自動車免許については、基準該当若年運転者に該当することとなつた時点において二十歳に達している者を除く。）又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当している者

2 (略)

（我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域）

第三十九条の四 法第百七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲げる国又は地域とする。

（削る）
一・六 (略)

（委託することのできない事務）

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げると務とする。

一 法第八十九条第三項の規定による検査の結果の判定に係る事務

二・三 (略)

第一百四条の四第五項の政令で定める者は、法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証の有効期間が満了する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

三 法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許の全てについて
法第百条の二第一項の基準該当初心運転者（同項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。）に該当している者

2 (略)

（我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域）

第三十九条の四 法第百七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

一 エストニア共和国
二・七 (略)

（委託することのできない事務）

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第三項前段の規定による検査の結果の判定に係る事務

二・三 (略)

四	法第九十一条の規定による免許の条件の付与及び変更に係る事務
五	法第九十一条の二第二項の規定による免許の条件の付与及び変更 並びに同条第三項の規定による審査に係る事務
六	法第九十七条第一項の規定による試験の結果の判定に係る事務
七	法第九十七条の二第一項第三号イ又はロの規定による認知機能検査の結果の判定、同号イ又はハの規定による運転技能検査の結果の判定、同条第二項の規定による試験の一部の免除の拒否及び同条第三項又は第四項の規定による試験の一部の免除に係る事務
八	法第九十七条の三第一項の規定による試験の停止及び合格の決定の取消し並びに同条第三項の規定による試験を受けることができないものとする措置に係る事務
九	(略)
十	法第一百条の二第二項の規定による再試験の結果の判定に係る事務
十一～十四	(略)
十五	法第一百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定、同条第三項の規定による運転技能検査の結果の判定及び同条第四項の規定による免許証の更新の拒否に係る事務
十六	(略)
十七	法第一百二条第一項から第五項までの規定による適性検査の結果の判定及び同条第一項から第四項までの規定により提出された診断書の受取りに係る事務
十八～二十	(略)
四	法第九十一条の規定による免許の条件の付加及び変更に係る事務 (新設)
五	法第九十七条第一項の規定による運転免許試験の結果の判定に係る事務
六	法第九十七条の二第一項第三号イの規定による認知機能検査の結果の判定及び同条第二項又は第三項の規定による運転免許試験の一部の免除に係る事務
七	法第九十七条の三第一項の規定による運転免許試験の停止及び合格の決定の取消し並びに同条第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置に係る事務
八	(略)
九	法第一百条の三第二項前段の規定による再試験の結果の判定に係る事務
十～十三	(略)
十四	法第一百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定に係る事務
十五	(略)
十六	法第一百二条第一項から第五項までの規定による適性検査の結果の判定及び同条第一項から第三項まで又は第七項ただし書の規定により提出された診断書の受取りに係る事務
十七～十九	(略)

二十一 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消し並びに同条第六項において準用する法第百四条第二項の規定による意見の聴取り及び証拠の受取りに係る事務

二十二 (略)

二十三 法第百四条の二の四第一項、第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し並びに同条第六項において準用する法第百四条第二項の規定による意見の聴取り及び証拠の受取り並びに同条第三項の規定による参考人又は関係人の出頭の要求及びその意見又は事情の聴取りに係る事務

二十四・二十五 (略)

二十六 法第百七条の四第一項の規定による適性検査の結果の判定及び同条第三項の規定による命令に係る事務

二十七 (略)

(初心運転者講習の受講期間の特例)

第四十一条の二 法第百八条の三第二項の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十七条の十一各号に掲げる理由とする。

(削る)
(削る)
(削る)
(削る)
(削る)

(削る)

二十 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項前段の規定による免許の取消し並びに同条第六項において準用する法第百四条第二項の規定による意見の聴取り及び証拠の受取りに係る事務

二十一 (略)

(新設)

二十二・二十三 (略)

二十四 法第百七条の四第一項前段の規定による適性検査の結果の判定及び同条第三項の規定による命令に係る事務

二十五 (略)

(初心運転者講習の受講期間の特例)

第四十一条の二 法第百八条の三第二項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一 海外旅行をしていること。
二 災害を受けていること。
三 病気にかかり、又は負傷していること。
四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。
五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じてゐること。

六 免許の効力が停止されていること。

(削る)

七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

(危険行為)

第四十一条の三 法第百八条の三の五の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一〇十五 (略)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

検査手数	運転技能	料	検査手数	認知機能	手数料の種別	区分	物件費及び施設費に對応する額	人件費に對応する額
				(略)			四百円	千五百円
							六百五十円	二千五百円

(危険行為)

第四十一条の三 法第百八条の三の四の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一〇十五 (略)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

(新設)	料	検査手数	認知機能	手数料の種別	区分	物件費及び施設費に對応する額	人件費に對応する額
			(略)			三百円	四百五十円

料	講習手数	(略)	料
法第百八 条の二第 一項第十 二号に掲 げる講習	(略)		
第九十 者 て い る (法 を 受け う。 「 と い 応 免 許 動 車 対 普 通 自 由 に て 一 表 に お 下 こ の 許 以 対 応 免 自 動 車 る 普 通 規 定 す の 五 第 十一 条 法 第 七			
二千五十円	四千四百円		

料	講習手数	(略)	料
法第百八 条の二第 一項第十 二号に掲 げる講習	(略)		
第一条 の 一百 三十 号イ 一項 第 二第 の 七十 法 第九 講習 (対 する る者 に けて い 許 を 受 け 運 転 免 第 二種 許 又 は 運 転 免 第一 種 以 外 の 車 免 許 殊 自動 小型 特			
千六百五十円	三千四百五十円		

者	て	い	る	を	受	け	応	免	許	動	車	対	普	通	自	る	講	習	に	对	す	く。	者	を	除	受け	る	適	用	を	規	定	の	三	項	の	四	百	一	に	法	第	者	並	び	掲	げ	る	び	ハ	に	号	イ	及	項	第	二	第	七	条	の	(法)
六百五十円																																																														
二千二百五十五円																																																														

運	転	免	第一種	以外の	車	免	殊	自動	小型特	°	を	除	く	う	も	の	い	て	行	に	基	づ	の	結	果	能	検	査	認	知	機	に	よ	り	の	規	定	第	四	項	条	第	百	項	又	は	四	第二					
千六百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他他の認知機能が低下しているおそれがあること）																																																					
三千四百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあること）																																																					

第九十
七条の
項第三
二第一
号イ若
しくは
ハに掲
げる者
又は法
条の四
第三項
第一百一
の規定
の適用
を受け
る者に
るに限
る。」又
は「第一
種運転
免許若し
くは第
二種運
転免許

第二種	許又は 運転免 許を受 けてい る者に 対する る者に ける て行う
講習（	講習（
法第九	法第九
十七条	十七条
の二第	の二第
一項第	一項第
百一条	百一条
又は第	又は第
三号イ	三号イ
二項の	二項の
の第四	の第四
知機能	知機能
より認	より認
規定に	規定に
結果に	結果に
検査の	検査の
基づい	基づい

れがあることを云すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、千八百五十円)

それがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、六千百円)

る|に|い|受|け|の|の|許|対|自|て|普|で
講|對|る|者|け|て|み|も|以|応|動|通|あ
習|す|者|て|い|を|の|外|免|車|車|つ

機能検	り	定	項	七	第一	法	講習	対	る	け	許	運	第	許	運	第	以	車	殊	小	～	限	もの	に
	認知	によ	の規	第四	の規	第一百	(一)	する	る者	てい	を受	転免	二種	又は	転免	一種	以外の	免許	自動	型特		千四百円		
																					四千四百円			

は 第 百 又 二 項 の 四 第 百 イ 、 第 三 号 第 一 項 条 の 二 九 十 七 法 第 講 習 る に 對 す る 者 に い る 者 受 け て の み を 車 免 許 殊 自 動 小 型 特 る。 の に 限 行 う も づ い て 果 に 基 査 の 結	五百五十円	千七百円
--	-------	------

第一項	第一条の二	九十七	(法第)	る講習	にに対する者	受けてのみを	車免許	殊自動	小型特	く。)のを除	行うも	づいて	果に基	査の結	機能検	り認知	定によ	項の規	七第四	一条の
円)	つては、七百五十	該当するものにあ	令で定める基準に	ものとして内閣府	がすることを示す	下しているおそれ	他の認知機能が低	れがあることその	果が認知症のおそ	認知機能検査の結果	五百五十円(当該)									
一	ては、三千七百円	当するものにあつ	で定める基準に該	のとして内閣府令	あることを示すも	しているおそれが	の認知機能が低下	があることその他	が認知症のおそれ	知機能検査の結果	千七百円(当該認									

法第	る	に	い	る	受	け	の	車	殊	小	型	特	°	に	う	い	に	の	能	検	認	に	の	第	二	条	第	百	イ	又	第	三	号
講習	対す	する者	いる者	受けた	のみを	免許	自動車	小型特	種	に限る	るもの	うもの	いて行	に基づく	うもの	の結果	の結果	能検査	検査	認知機	により	の規定	により	の規定	第二項	条の四	第二項	第一百一	第一百一	は	第三号		
三百五十円																																	
二千円																																	

法第百八条の二第一	若年運転者講習	(略)	
講習一時間について	講習一時間について て九百円		
講習一時間について	講習一時間について て千三百五十円		

法第百八条の二第一	(新設)	(略)	
講習一時間について			～ 限る。 ものに て行う 基づい 結果に 檜査の 知機能 より認 規定に 四項の の七第 百一条
講習一時間について			

2

一項第十五号に掲
て五百五十円一項第十四号に掲
て五百五十円一項第十四号に掲
て五百五十円一項第十五号に掲
て五百五十円

備考 (略)

(略)

備考 (略)

(略)

(略)

(略)

技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

業務の 行業の 業務の	自動車 運送事 業及び 自動車 運輸代 行業の 業務の	七 旅 客	(略)	(略)	(略)	(略)	審査細目	区 分	物件費及び施設費 に対応する額から 減ずる額	人件費に対応する 額から減ずる額

2

技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

車運送 客自動 する旅 客自動 第三項 に規定 す	七 道 路	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	審査細目	区 分	物件費及び施設費 に対応する額から 減ずる額	人件費に対応する 額から減ずる額

備考 (略)	3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第二百二十九条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習
	第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	備考 (略)
細目についての審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習	教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査

指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

第一項 に規定 する自 動車運	第二条 に関する法律	第一項 に規定 する自 動車運	七 旅 客	自動車 運送事 業及び 自動車 運輸代 行業の 適正化 に関する 業務の 適正化 に規定 する自 動車運	審査細目	区 分	物件費及び施設費 に対応する額から 減ずる額	人件費に対応する 額から減ずる額
						(略)	(略)	(略)
						区 分	物件費及び施設費 に対応する額から 減ずる額	人件費に対応する 額から減ずる額
						(略)	(略)	(略)

第一項 に規定 する法 律	第二条 に関する法律	第一項 に規定 する法 律	七 道 路	自動車 運送事 業及び 自動車 運輸代 行業の 適正化 に関する 業務の 適正化 に規定 する法 律	審査細目	区 分	物件費及び施設費 に対応する額から 減ずる額	人件費に対応する 額から減ずる額
						(略)	(略)	(略)
						区 分	物件費及び施設費 に対応する額から 減ずる額	人件費に対応する 額から減ずる額
						(略)	(略)	(略)

指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

転代行 業に關 する法 令につ いての 知識	
備考 (略)	

法律第二 条第一 項に規 定する 自動車 運輸代 行業に 関する 法令に ついて の知識	備考 (略)
(警察庁長官への権限の委任) 第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知並びに法第百六条、第百七条の六及び第一百八条の三の五の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。 別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）	

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 (略)

63 「免許条件違反」とは、法第九十一条若しくは第九十二条の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は法第百七条の四第二項の規定による公安委員会の命令に違反して運転する行為をいう。

64 (略)

別表第三（第三十三条の二、第三十四条の三、第三十七条の八、第三十

八条、第四十条関係）

一・二 (略)

備考 (略)

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 (略)

63 「免許条件違反」とは、法第九十一条の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は法第百七条の四第三項の規定による公安委員会の命令に違反して運転する行為をいう。

64 (略)

別表第三（第三十三条の二、第三十七条の八、第三十八条、第四十条関

係）

一・二 (略)

備考 (略)